資 料４－１

消費税転嫁対策について

１．消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（概要）　・・・・・１

２．消費税率引き上げに伴う貨物自動車運送事業の運賃及び料金の取扱いについて【概要】　・・・・・３

平成２６年３月１２日

第９回関東地区・東京都トラック輸送適正取引推進

パートナーシップ会議

関東運輸局自動車交通部貨物課

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための
消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（概要）

目 的

消費税率の引上げに際し、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正するための特別措置など、所要の法整備を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

概 要

※本法は平成25年10月1日から施行し、平成29年3月31日限りでその効力を失う。

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

・特定事業者
① 大規模小売事業者
② 特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者

・特定供給事業者
①大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者
②資本金等の額が3億円以下である事業者、個人事業者等

1. 特定事業者の遵守事項（特定事業者は特定供給事業者に対し、以下の行為を行ってはならない。）
（1）減額・買いたたき
（2）商品購入・役務利用又は利益提供の要請
（3）本体価格での交渉の拒否
（4）報復行為

2. 転嫁拒否等の行為に対する検査、指導等
（1）報告・検査（公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官）
（2）指導・助言（公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官）
（3）措置請求（主務大臣・中小企業庁長官）
（4）勧告・公表（公正取引委員会）

第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

事業者の遵守事項（事業者は消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する以下の表示を行ってはならない。）

（1）取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
（2）取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
（3）消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって（2）に掲げる表示に準ずるもの
※ 消費税の転嫁を阻害する表示に対する勧告、指導等については，消費者庁長官等が実施

第３　価格の表示に関する特別措置

１　消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない（総額表示義務の特例措置）。
※ 税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。

２　事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第４条第１項（不当表示）の規定は適用しない。

第４　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

転嫁及び表示カルテルについて、独占禁止法の適用除外とする（公正取引委員会への届出制）

〇転嫁カルテル＝転嫁の方法の決定に係る共同行為
（例：事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格への消費税額分の上乗せの決定、端数の合理的な範囲での処理の決定）

〇表示カルテル＝表示の方法の決定に係る共同行為
（例：価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定）

国等の責務

１　国民に対する広報の徹底
国は、国民に対し、今次の消費税率引上げの趣旨、消費税の性格及び政府の消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する取組について、徹底した広報を行うものとする。

２　通報した者の保護等に関する万全の措置
国は、本法違反行為に関する情報の収集、当該情報を国等に通報した者の保護等に関し万全の措置を講ずるものとする。

３　調査、監視を行うための万全な態勢の整備
国及び都道府県は、国民に対する広報、本法違反行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。

〔貨物課の対応〕

・平成25年10月より、本省及び地方運輸局・支局に相談窓口を設置し、消費税の転嫁拒否等をされた事業者からの相談等に対応。

・さらに、本省貨物課内の適正取引相談窓口に、内閣府に設置された政府共通相談窓口との専用回線を設け、相談等に対応。

消費税率引き上げに伴う貨物自動車運送事業の運賃及び料金の取扱いについて【概要】

平成２６年４月１日より消費税率が５パーセントから８パーセントに引き上げられることに伴い、貨物自動車運送事業においても転嫁のための運賃及び料金の変更届出がなされることから、消費税の適正かつ円滑な転嫁を図るため、以下のとおり取扱うこととする。

１．基本的な考え方

貨物自動車運送事業の運賃及び料金においても、消費税を円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本。

２．運賃及び料金の転嫁の方法について

①総額表示を行っている場合（宅配便事業、引越し事業、霊柩事業）

一般消費者が契約の対象となる運送である宅配便事業、引越し事業、霊柩事業については、現行の運賃及び料金に１０５分の１０８を乗じ、または消費税を除いた基本の運賃及び料金に消費税率８パーセントを乗じることとする。なお、現行、利用者の利便を鑑みて四捨五入により１０円単位以上の端数処理を行っている事業者については、全体として消費税率の引上げ分１０５分の１０８を上回ることがないように調整をすること。

②総額表示を行っていない場合

現行の運賃及び料金により算出した運賃及び料金の額に消費税率８パーセントを乗じた額を加算する。

３．運賃及び料金の変更届出書の提出について

事業者は、貨物自動車運送事業報告規則第２条の２の規定により、運賃及び料金の変更後３０日以内に、所要の運賃及び料金変更届出書を管轄運輸支局長等あて提出する必要がある。（総額表示を行っている者は必須。）

ただし、消費税の加算方法について「運賃・料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算する」等として、具体の税率（５パーセント）を適用方に記述していない事業者については、運賃及び料金の届出は要しない。

４．消費税率転嫁の運賃及び料金変更届出について

消費税率（仕入れに係る消費税相当分を含む。以下同じ。）を転嫁するためのみを理由とする運賃及び料金変更届出書については、事業者の事務負担等を考慮し、主たる事務所を管轄する地方運輸局長等あてに正本１通を提出すれば足りる取扱いも可能とし、この場合の届出書の様式は、別途定める。

消費税率を転嫁するためのみを理由とする運賃及び料金変更届出書の「変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法」については、変更しようとする部分の新旧対照表で足りるものとする。